

令和8年度 事業計画書・収支計画書

令和8年4月1日

団体名	中之口・潟東地区体育施設運営グループ
経営理念・経営方針	◇「平等・公平」の確保と「説明責任」を基本に、施設の設置目的等の実現に向けた運営を行う ・平等・公平の確保と説明責任を基本とした運営。 ・「施設の設置目的」「新潟市スポーツ推進計画」「西蒲区 区ビジョンまちづくり計画」の実現。
施設の管理運営方法	◇「施設の設置目的」と「新潟市スポーツ推進計画」「西蒲区 区ビジョンまちづくり計画」を重視し、施設の特性を最大限発揮させる ◇「ニュースポーツ」の促進と、次世代を担う「こども」に特化した事業の拡大
利用者数及び稼働率 アップへの取組と実 現性	◇利用者の属性を問わず、誰もが楽しめる事業を実施する ◇こどもを中心に、「普及」「育成」等を視野に入れた事業を行い利用者数の増加につなげる ①「ニュースポーツ」の推進(一部は障がい者スポーツ) ②サッカーを通じた「こども」に向けた事業を強化する ③ホッケー関連の事業を開催する ④利用者数目標 (令和8年度) 中之口体育施設で 40,000 人、サルビアサッカー場で 38,000 人
自主事業を実施する 場合の事業計画	(1) 各種スポーツ教室 中之口地区スポーツ振興会様の事業。テニス、バレーボール、ソフトバレー教室を年間通して開催予定。予定日時は検討中。 テニス教室 19:30～21:30 バレーボール教室 20:00～21:30 ソフトバレー教室 20:00～21:30 (2) 健康チェック教室 体力測定を実施し、個人のカルテ及びアドバイスをを行う。 予定日時 随時 (開館中の対応可能時間) 対象 19歳以上 1組2名まで 料金 500円 (測定のみ100円) (3) ヨガ教室 午前、午後、夜のコースに分けてのヨガ教室の開催。 時間帯 午前 11:00～12:00 午後 13:30～14:30 夜 19:30～20:30 対象 18歳以上 (高校生除く) 参加料 600円/回×回数分一括 定員 各20名程度 (4) やさしいエクササイズ ロコモ予防、健康寿命の延伸を目的とした運動。 予定日時 通年 13:30～14:20

	対象 中高齢者 参加料 500円／回 定員 15名程度 (5) 障がい者スポーツ・ニュースポーツ体験会 ボッチャ・フライングディスク・モルックの無料体験会。 予定日時 年2回 時間は検討中 対象 子供から大人まで 参加料 無料 定員 20名程度 (6) 小学生水泳教室&水辺の安全教室 水慣れから泳ぎの導入、伸びからクロールまでの水泳教室。 予定日時 夏期間 10:00～11:00 対象 顔を水につけることができる小学生 (人数等によって教室を2つに分ける可能性有) 参加料 500円／回 定員 20名程度 (7) その他運動イベント 随時、西蒲区役所地域総務課と協議 (8) エンジョイフットサル教室 フットサルを参加者全員で楽しく行う。 予定日時 毎月（8月除く、月1～4回の土曜） 19:00～21:00 対象 子供から大人まで 参加料 中学生以上 500円／小学生 200円 未就学児 無料 (9) サッカー教室 in 中之口 地域の子供たちにサッカーを通し、体を動かす楽しさを伝え、子供たちの健全育成に貢献する。 予定日時 5月 対象 園児から小学校3年生までの30名 参加料 200円 (10) ウォーキングサッカー 幅広い年代の人が一緒になって楽しむことで、多世代の交流を図る。 予定日時 毎月1回 対象 未就学児からお年寄りまで全世代 参加料 中学生以上 250円／小学生以下 100円 (4月のみ無料体験) 【潟東サルビアサッカー場】 (1) エンジョイフットサル教室 フットサルを参加者全員で楽しく行う。 予定日時 毎月（月1～2回の土曜） 19:00～21:00 対象 子供から大人まで 参加料 中学生以上 500円／小学生 200円 未就学児 無料
--	---

(2) 2026お花でにこにこプロジェクト

花壇に花を植えてもらい、その後のサッカー教室でサッカーの楽しさを体験してもらう。

予定日時 5月（保育園と調整）

対象 園児／参加料 無料

(3) キッズサッカー体験 in サルビア

地域の子供たちにサッカーを通し、体を動かす楽しさを伝え、子供たちの健全育成に貢献する。

予定日時 春

対象 園児から小学3年生／参加料 無料

(4) 2026 サルビアフェスティバル

夏休み中に県内外から多くのチームに参加してもらうことで、サッカー場の認知を広げるとともに、交流の場を提供する。

予定日時 8月15日（土）

8月16日（日）

2日間 8：00～18：00

対象 U・12（小学6年以下）

参加料 半日3,000円／一日6,000円

(5) 第10回プリマヴェーラフェスティバル

施設の周知をさらに拡大するとともに、冬期期間における屋外施設の活用方法を新たに見出す。また、出店により地域の活性化を図る。

予定 2月27日（土）～3月14日（日）の土・日 6日間

対象 U・11（小学5年以下）

参加料 半日3,000円／一日6,000円

【その他自主事業の実施】

(1) 中之口体育館事務所 有料サービス

・コピー（両面印刷は2枚分）

白黒 1枚（A3以下のサイズ） 10円

カラー 1枚（A4以下のサイズ） 50円

カラー 1枚（A3） 80円

・FAX

送信1枚（A3まで）50円／受信 無料

・プール用品販売

ゴーグル 150円／スイミングパンツ 200円

その他、随時西蒲区役所地域総務課と協議

(2) 潟東サルビアサッカー場事務所 有料サービス

・コピー（両面印刷は2枚分）

白黒 1枚（A3以下のサイズ） 10円

カラー 1枚（A4以下のサイズ） 50円

カラー 1枚（A3） 80円

・FAX

送信1枚（A3まで）50円／受信 無料

・映像販売 調整中

・その他、随時西蒲区役所地域総務課と協議

サービス内容 【開館時間】 【休館日の設定】	◇大会・イベントに際して、主催者より要望があった場合は指協議の上、施設利用時間の繰上げおよび延長を実施する 【利用時間】 ①施設の利用時間は9：00 から 21：30（サッカー場は 21：00）までのうち利用の単位にあたる時間とする。 ②利用の単位は原則 1 時間の単位とする。 ③施設利用打合せ（利用日 1 ヶ月前まで）の際に最終決定する。 ④利用時間の繰り上げおよび延長は、必ず利用時間前までに行う。⇒他の利用者がいなければ延長は可能とする。 ⑤原則、決定済みの「一般利用者」の申込を変更させることはできない。 ・繰上げ ①施設の利用開始時間は 9：00 とする。 ②利用の単位中に「大会・イベント」が終了できないなどの明確な理由があり主催者が希望する場合は、施設管理者と協議の上、開始時間を 30 分単位で繰り上げることができる。 ③利用時間内で開催できないなどの明確な理由がない場合は、開始時間を繰り上げることとはできない。 ・延長 ①施設の利用終了時間は 21：30（サッカー場は 21：00）とする。 ②繰上げ②と同様の理由があり、主催者が希望する場合は、施設管理者と協議の上、終了時間を 30 分単位で延長をすることができる。 ③利用時間内で開催できない明確な理由がない場合は、終了時間の延長はできない。 【休館日の設定】 ・中之口地区体育施設⇒毎月第 3 月曜日。ただし、6 月のみ第 2 月曜日（新潟市中学校体育大会開催のため）及び年末年始（12／29～1／3） ・サルビアサッカー場⇒年末年始（12／29～1／3）
施設整備にともなう利用の中止	◇屋外施設（テニスコート・野球場・サッカー場）について ・雨天時、降雪時等コートやグラウンドの状況が不良の場合は利用を中止する。 ・大会実施前日を中心に、利用者に支障の少ない範囲において、利用を中止して競技施設の整備を実施する。 ◇プールについて ・水温が 22℃を下回る場合は利用を中止する ・落雷の危険があると判断した場合は利用を中止する。

	(利用時間にかかわらず、中止判断した時点で利用中の方に返金で対応する。) ・管理運営上営業時間の 12 時～13 時・17 時～18 時をメンテナンス時間とする。 ◇施設全般について ・利用者に支障のない範囲において、利用を中止して施設維持管理作業を実施する。
収支計画	<収入> ● 指定管理料 54,450千円 ● 自主事業からの充当額 323千円 <支出> ● 人件費 36,196千円 ● 管理費 14,215千円 ● 事務費 4,362千円
組織・人員体制	◇中之口体育施設＝施設長1名、指導員・受付員各3名、清掃員1名、季節雇用の監視員15～20名の体制。 ◇潟東サルビアサッカー場＝施設長1名、副施設長1名、管理員2名。
安全確保及び緊急時の対応	◇利用者の生命・身体を守ることを最優先に、被害の最小化に努める ・安全対策＝「怪我・事故」、「火災」、「自然災害」等、各危機に応じた対応をする。プールの監視体制は「監視業務作業マニュアル」を使用。 ・緊急対応＝「危機発生時対応マニュアル」を基に対応する。二次被害防止も含め被害最小化に努める。
要望・苦情への対応	◇要望の把握・対応 ・公共施設としての立場から、利用者の要望を的確に判断・反映する ・口コミの活用/自主事業アンケート ほか ◇苦情の把握・対応 ・苦情は施設運営における貴重なヒント。頂いた苦情は「苦情処理マニュアル」に基づき対応し、速やかに市所管課及び当社担当部署へ状況を報告して指示を受けて対応する。
個人情報の取扱い コンプライアンス	◇個人情報保護の取組み ・プライバシーマーク取得団体として責任ある管理を行う。 ◇関係法令の遵守 ・事業活動の最重要項目であり、基本方針を徹底して活動する。